

JETRO ASEAN知財動向報告会

タイにおける知的財産の

審判手続に関する調査

2020年6月24日

T M I 総合法律事務所

シンガポールオフィス

弁護士 関川 裕



目次

I

• 調査内容

II

• 対象権利・審判機関

III

• 特許権・小特許権の審判手続

IV

• 意匠権の審判手続

V

• 商標権の審判手続

I

• 調査内容

II

• 対象権利・審判機関

III

• 特許権・小特許権の審判手続

IV

• 意匠権の審判手続

V

• 商標権の審判手続

I 調査内容

1. 調査目的

タイにおける知的財産審判の制度・運用の実態を把握し、審判制度を十分に活用できるようにするため

2. 調査方法

- ・ 法令・文献調査
- ・ タイ知的財産局及び現地法律事務所からのヒアリング

3. 調査項目

- ① 審判機関・対象権利・種別
- ② 申立人の要件・申立期間・申立手続等
- ③ 審判方式（審理方式・審判官の体制・裁判とのダブルトラック・不服申立の可否等）
- ④ その他（公開の有無・統計情報等）



• 調査内容



• 対象権利・審判機関



• 特許権・小特許権の審判手続



• 意匠権の審判手続



• 商標権の審判手続

II 対象権利・審判機関

対象権利	審判機関	審判官
特許権・小特許権	特許委員会 (DIP内に設置)	13名 法制委員会事務総長 + 有識者12名 (民間6名)
意匠権	同上	同上
商標権	商標委員会 (DIP内に設置)	14名 DIP長官・司法審議会事務局長・検事 総長 + 有識者11名 (うち3分の1以上 は民間)



• 調査内容



• 対象権利・審判機関



• **特許権・小特許権の審判手続**



• 意匠権の審判手続



• 商標権の審判手続

III 特許権・小特許権の審判手続

1. 審判手続の種別

査定系審判手続

- ① DIP長官による共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立
- ② DIP長官による特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立
- ③ DIP長官による異議申立に関する決定に対する不服申立

その他の審判手続

- ④ DIP長官による職務発明報奨金の決定に対する不服申立
- ⑤ DIP長官による実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立
- ⑥ DIP長官による強制実施権の付与決定に対する不服申立
- ⑦ DIP長官による強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立
- ⑧ DIP長官による特許権取消請求

III 特許権・小特許権の審判手続

2. 申立人の要件

査定系審判手続		申立人
①	共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立	利害関係人
②	特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立	利害関係人
③	異議申立に関する決定に対する不服申立	利害関係人
その他の審判手続		
④	職務発明報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人
⑤	実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立	特許権者 許諾申請者
⑥	強制実施権の付与決定に対する不服申立	利害関係人
⑦	強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立	利害関係人
⑧	DIP長官による特許権取消請求	DIP長官

III 特許権・小特許権の審判手続

3. 申立の期間

査定系審判手続		申立期間
①	共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立	60日以内
②	特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立	60日以内
③	異議申立に関する決定に対する不服申立	60日以内
その他の審判手続		
④	職務発明報奨金の決定に対する不服申立	60日以内
⑤	実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立	30日以内
⑥	強制実施権の付与決定に対する不服申立	60日以内
⑦	強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立	60日以内
⑧	DIP長官による特許権取消請求	いつでも

III 特許権・小特許権の審判手続

4. 申立手続

(1) 申立理由

特段制限なし

(2) 申立の方式

- 所定の申立書・委任状・証拠書類（10部）を特許委員会及び相手方に送付
- 外国で作成した委任状には公証が必要
- 外国語の書類はタイ語翻訳が必要
- 証拠書類は60日以内であれば追完可能（更に30日の延長が2回まで認められる）
- 窓口・郵送・オンラインでの提出が認められているが、窓口又は郵送での提出が一般的

III 特許権・小特許権の審判手続

4. 申立手続（続き）

(3) 申立の補正

60日以内であれば補正可能（更に30日の延長が2回まで認められる）

(4) 取下手続

- 法令に規定はないが、補正と同様に60日以内であれば取下可能
- 申立を補正することにより、一部取下も可能

(5) 審判手続内での出願の補正の可否

法令に規定はないが、審判手続内で出願の補正はできず、別途登録官に補正申請を行う必要がある（軽微な修正・是正は可）

III 特許権・小特許権の審判手続

5. 審判方式

(1) 審理方式

原則書面審査（特許委員会の裁量でヒアリングの機会が設けられる場合もあるが、稀である）

(2) 審判官の体制

- まず、分野別に設置されている5つの分科会において検討。各分科会は7名の委員で構成され、過半数以上の出席、出席委員の過半数をもって決定
- その後、特許委員会において承認。特許委員会は、委員総数の過半数以上の出席、出席委員の過半数をもって決定
- 案件に利害関係のある委員については、申請によって忌避又は回避可能

III 特許権・小特許権の審判手続

5. 審判方式（続き）

(3) 期間

DIPの通達では19か月以内に決定を出すことになっているが、ヒアリングによれば、実務上は1年半～2年程度かかるのが通常とのことである

III 特許権・小特許権の審判手続

6. 不服申立の可否

査定系審判手続		不服申立の可否
①	共同発明者の出願参加に関する決定に対する不服申立	60日以内に 裁判所に提訴可能
②	特許・小特許出願の拒絶査定に対する不服申立	
③	異議申立に関する決定に対する不服申立	
その他の審判手続		
④	職務発明報奨金の決定に対する不服申立	60日以内に 裁判所に提訴可能
⑤	実施許諾用意に基づくライセンス条件に関する決定に対する不服申立	
⑥	強制実施権の付与決定に対する不服申立	
⑦	強制実施権の条件に関する決定に対する不服申立	
⑧	DIP長官による特許権取消請求	

III 特許権・小特許権の審判手続

7. その他

(1) 公開の有無

審判手続は非公開、審決も公開されない

(2) 審判件数

年	件数（特許権）	件数（小特許権）
2015	3	0
2016	2	0
2017	2	6
2018	8	1
2019	13	0

III 特許権・小特許権の審判手続

7. その他（続き）

(3) 審判でのDIP長官の決定等の取消率

60～70%（ヒアリングによる）

(4) 審判取消訴訟での審決の取消率

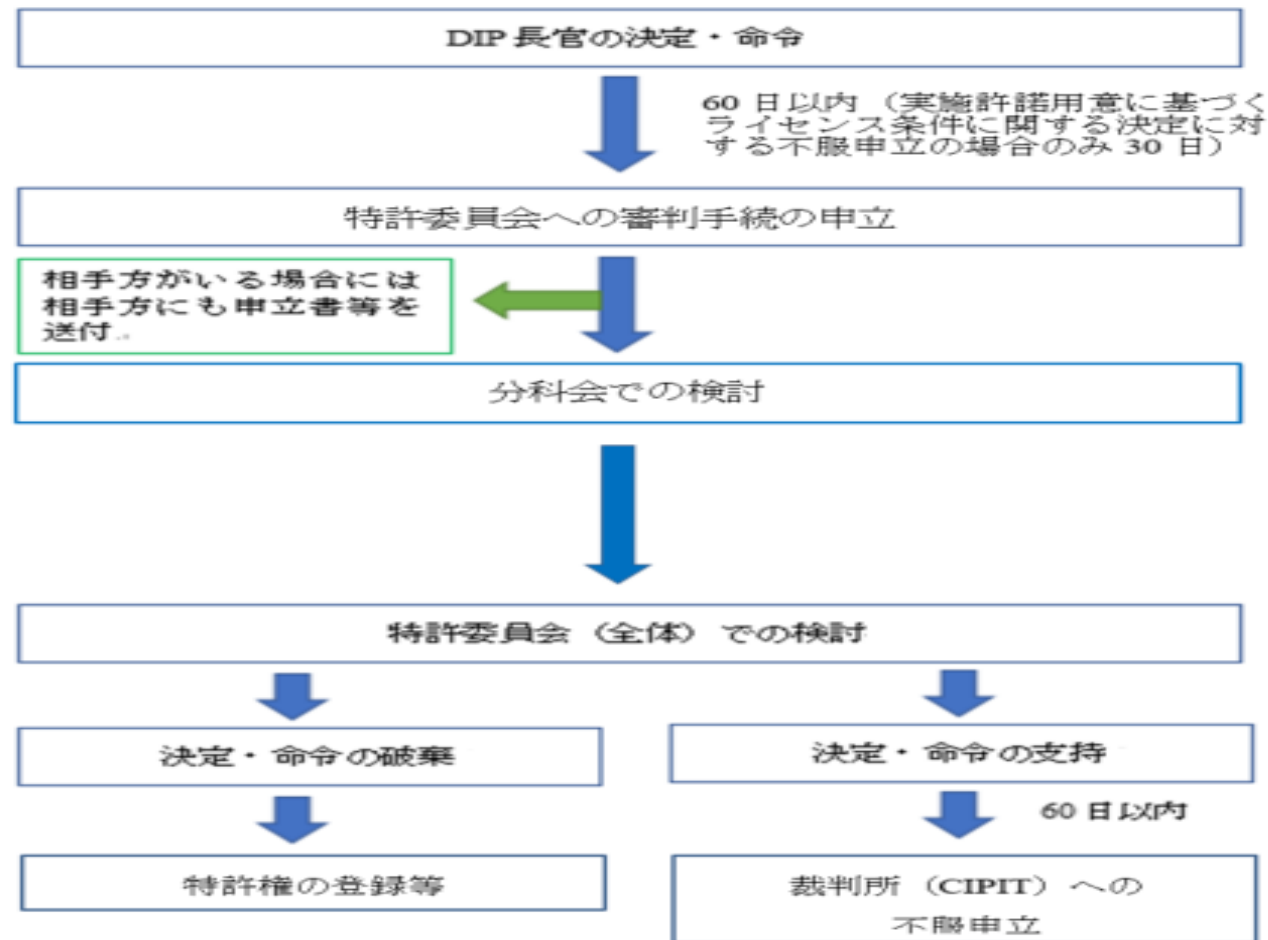
10%程度（ヒアリングによる）

(5) 費用

申立1件当たり500バーツ

III 特許権・小特許権の審判手続

8. フローチャート





• 調査内容



• 対象権利・審判機関



• 特許権・小特許権の審判手続



• **意匠権の審判手続**



• 商標権の審判手続

IV 意匠権の審判手続

1. 審判手続の種別

査定系審判手続

- ① DIP長官による共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立
- ② DIP長官による意匠出願の拒絶査定に対する不服申立
- ③ DIP長官による異議申立に関する決定に対する不服申立

その他の審判手続

- ④ DIP長官による職務意匠報奨金の決定に対する不服申立

IV 意匠権の審判手続

2. 申立人の要件

査定系審判手続		申立人
①	共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立	利害関係人
②	意匠出願の拒絶査定に対する不服申立	利害関係人
③	異議申立に関する決定に対する不服申立	利害関係人
その他の審判手続		
④	職務意匠報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人

3. 申立の期間

DIP長官の決定・命令を受領した後、**60日以内**

IV 意匠権の審判手続

4. 申立手続

(1) 申立理由

特段制限なし

(2) 申立の方式

- 所定の申立書・委任状・証拠書類（10部）を特許委員会及び相手方に送付
- 外国で作成した委任状は公証が必要
- 外国語の書類はタイ語翻訳が必要
- 証拠書類は60日以内であれば追完可能（更に30日の延長が2回まで認められる）
- 窓口・郵送・オンラインでの提出が認められているが、窓口又は郵送での提出が一般的

IV 意匠権の審判手続

4. 申立手続（続き）

(3) 申立の補正

60日以内であれば補正可能（更に30日の延長が2回まで認められる）

(4) 取下手続

- 法令に規定はないが、補正と同様に60日以内であれば取下可能
- 申立を補正することにより、一部取下も可能

(5) 審判手続内での出願の補正の可否

法令に規定はないが、審判手続内で出願の補正はできず、別途登録官に補正申請を行う必要がある（軽微な修正・是正は可）

IV 意匠権の審判手続

5. 審判方式

(1) 審理方式

原則書面審査（特許委員会の裁量でヒアリングの機会が設けられる場合もあるが、稀である）

(2) 審判官の体制

- まず、分野別に設置されている5つの分科会において検討。各分科会は7名の委員で構成され、過半数以上の出席、出席委員の過半数をもって決定
- その後、特許委員会において承認。特許委員会は、委員総数の過半数以上の出席、出席委員の過半数をもって決定
- 案件に利害関係のある委員については、申請によって忌避又は回避可能

IV 意匠権の審判手続

5. 審判方式（続き）

(3) 期間

DIPの通達では19か月以内に決定を出すことになっているが、ヒアリングによれば、実務上は1年半～2年程度かかるのが通常とのことである

IV 意匠権の審判手続

6. 不服申立の可否

査定系審判手続		不服申立の可否
①	共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立	60日以内に 裁判所に提訴可能
②	意匠出願の拒絶査定に対する不服申立	
③	異議申立に関する決定に対する不服申立	
その他の審判手続		
④	職務意匠報奨金の決定に対する不服申立	60日以内に 裁判所に提訴可能

IV 意匠権の審判手続

7. その他

(1) 公開の有無

審判手続は非公開、審決も公開されない

(2) 審判件数

年	件数
2015	14
2016	46
2017	96
2018	70
2019	40

IV 意匠権の審判手続

7. その他（続き）

(3) 審判でのDIP長官の決定等の取消率

60～70%（ヒアリングによる）

(4) 審判取消訴訟での審決の取消率

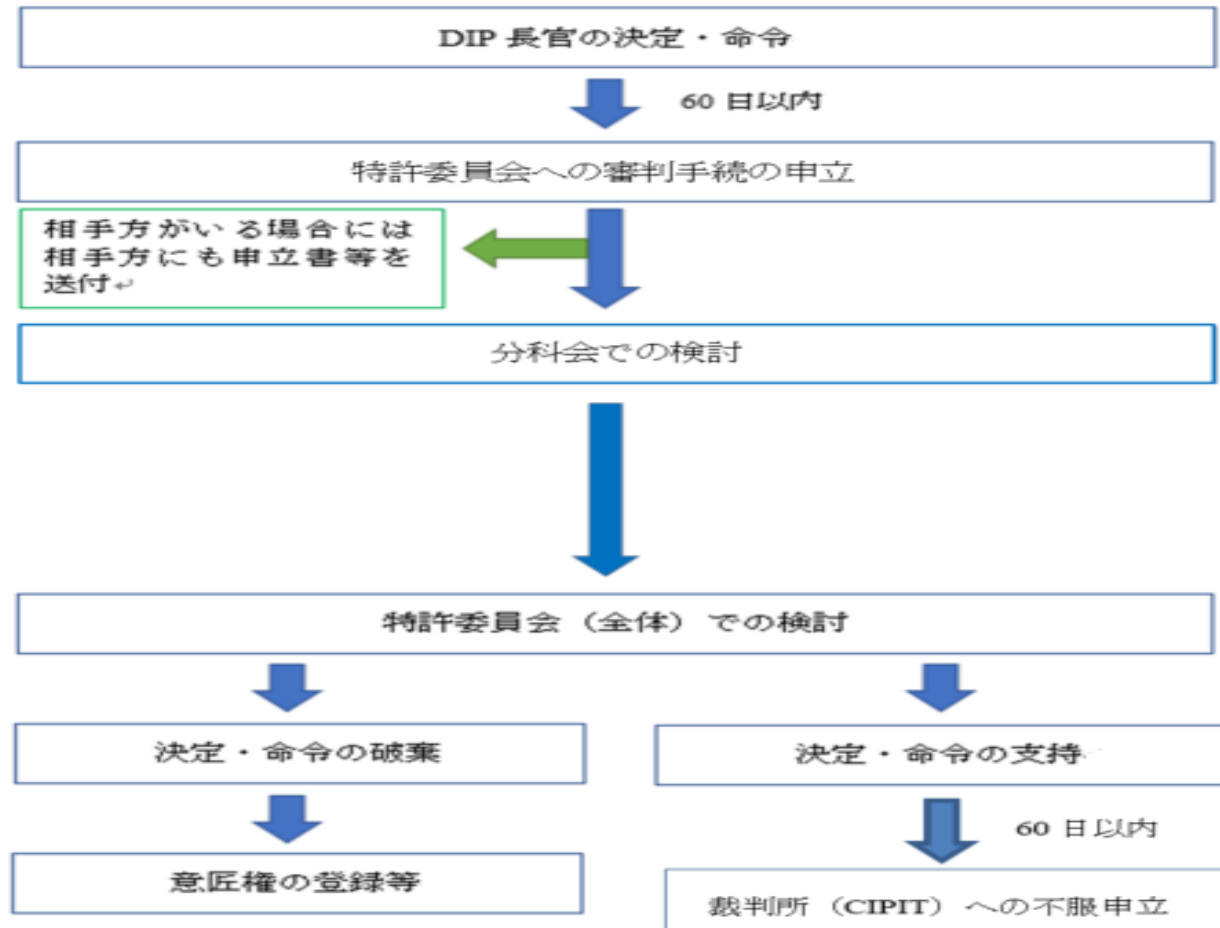
10%程度（ヒアリングによる）

(5) 費用

申立1件当たり500バーツ

IV 意匠権の審判手続

8. フローチャート





• 調査内容



• 対象権利・審判機関



• 特許権・小特許権の審判手続



• 意匠権の審判手続



• 商標権の審判手続

V 商標権の審判手続

1. 審判手続の種別

査定系審判手続

- ① 商標出願の拒絶査定・補正命令に対する不服申立
- ② 同一・類似出願があった場合の後順位出願人への待機命令に対する不服申立
- ③ 同一・類似出願の登録に関する条件・制限付与命令に対する不服申立
- ④ 公告命令の取消決定に対する不服申立
- ⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立
- ⑥ 商標取消命令に対する不服申立
- ⑦ 証明標章登録の拒絶査定・修正決定に対する不服申立

V 商標権の審判手続

1. 審判手続の種別（続き）

当事者系審判手続

- ⑧ 商標取消請求
- ⑨ 公序良俗を理由とする商標取消請求
- ⑩ 商標不使用取消請求
- ⑪ ライセンス登録取消請求

その他の審判手続

- ⑫ ライセンス登録の拒絶査定・制限付登録決定に対する不服申立
- ⑬ 期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する決定に対する不服申立

V 商標権の審判手続

2. 申立人の要件

査定系審判手続		申立人
①	商標出願の拒絶査定・補正命令に対する不服申立	出願人
②	後順位出願人への待機命令に対する不服申立	出願人
③	条件・制限付与命令に対する不服申立	出願人 商標権者
④	公告命令の取消決定に対する不服申立	出願人
⑤	異議申立に関する決定に対する不服申立	出願人
⑥	商標取消命令に対する不服申立	出願人
⑦	証明標章登録の拒絶査定・修正決定に対する不服申立	証明標章権者 決定によって損害を受ける (虞のある) 者

V 商標権の審判手続

2. 申立人の要件（続き）

当事者系審判手続		申立人
⑧	商標取消請求	利害関係人 登録官
⑨	公序良俗を理由とする商標取消請求	公序良俗違反がある と考える者
⑩	商標不使用取消請求	利害関係人 登録官
⑪	ライセンス登録取消請求	利害関係人 登録官
その他の審判手続		
⑫	ライセンス登録の拒絶査定・制限付登録決定に対する不服申立	商標権者 ライセンシー
⑬	期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する決定に対する不服申立	商標権者 ライセンシー

V 商標権の審判手続

3. 申立の期間

- 査定系審判手続及びその他の審判手続の場合は、登録官の決定・命令を受領した後、**60日以内**
- 当事者系審判手続の場合は、期間の制限なく、**いつでも**申立可能

V 商標権の審判手続

4. 申立手続

(1) 申立理由

- 査定系審判手続及びその他の審判手続の場合には、特段制限なし
- 当事者系審判手続の場合は、法定の取消事由が存在する場合

(2) 申立の方式

- 所定の申立書・委任状・証拠書類（1部）を商標委員会及び相手方に送付
- 外国で作成した委任状は公証が必要
- 外国語の書類はタイ語翻訳が必要
- 証拠書類は60日以内であれば追完可能
- 窓口・郵送・オンラインでの提出が認められているが、窓口又は郵送での提出が一般的

V 商標権の審判手続

4. 申立手続（続き）

(3) 申立の補正

- 査定系審判手続及びその他の審判手続の場合は、60日以内であれば補正可能
- 当事者系審判手続の場合は、審決が出るまでであれば補正可能

(4) 取下手続

- 法令に規定はないが、審決が出る前に取下可能
- 申立を補正することにより、一部取下も可能

(5) 審判手続内での出願の補正の可否

法令に規定はないが、審判手続内で出願の補正はできず、別途登録官に補正申請を行う必要がある（軽微な修正・是正は可）

V 商標権の審判手続

5. 審判方式

(1) 審理方式

原則書面審査（商標委員会の裁量でヒアリングの機会が設けられる場合もあるが、稀である）

(2) 審判官の体制

- まず、特別委員会（4～5名の委員で構成）において検討。
- その後、商標委員会において承認。商標委員会は、委員総数の過半数以上の出席、出席委員の過半数をもって決定
- 案件に利害関係のある委員については、申請によって忌避又は回避可能

V 商標権の審判手続

5. 審判方式（続き）

(3) 期間

法令に期間の定めはないが、ヒアリングによれば、実務上は1年半～2年程度かかるのが通常とのことである

(4) 裁判とのダブルトラックの可否

法令に規定はないものの、ヒアリングによれば、審決に対しては裁判所に不服申立ができることから、裁判所の判決が出るまでは商標委員会での審判手続を停止し、判決後に判決に従った審決を下すとのことである

V 商標権の審判手続

6. 不服申立の可否

査定系審判手続	不服申立期間
① 商標出願の拒絶査定・補正命令に対する不服申立	90日以内に 裁判所に提訴可能
② 後順位出願人への待機命令に対する不服申立	
③ 条件・制限付与命令に対する不服申立	
④ 公告命令の取消決定に対する不服申立	
⑤ 異議申立に関する決定に対する不服申立	
⑥ 商標取消命令に対する不服申立	
⑦ 証明標章登録の拒絶査定・修正決定に対する不服申立	

V 商標権の審判手続

6. 不服申立の可否（続き）

当事者系審判手続		不服申立期間
⑧	商標取消請求	90日以内に 裁判所に提訴可能
⑨	公序良俗を理由とする商標取消請求	
⑩	商標不使用取消請求	
⑪	ライセンス登録取消請求	60日以内に 裁判所に提訴可能
その他の審判手続		
⑫	ライセンス登録の拒絶査定・制限付登録決定に対する不服申立	90日以内に 裁判所に提訴可能
⑬	期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する決定に対する不服申立	

V 商標権の審判手続

7. その他

(1) 公開の有無

- 審判手続は非公開
- 審決は審決集（1年毎に作成）が作成されているため、DIPに申請を行えば閲覧可能

(2) 審判件数

年	件数
2015	4,868
2016	2,723
2017	2,381
2018	3,368
2019	2,705

V 商標権の審判手続

7. その他（続き）

(3) 審判でのDIP長官の決定等の取消率

20%程度（ヒアリングによる）

(4) 審判取消訴訟での審決の取消率

70%程度（ヒアリングによる）

V 商標権の審判手続

7. その他（続き）

(5) 費用

査定系審判手続		費用
①	商標出願の拒絶査定・補正命令に対する不服申立	4,000バーツ
②	後順位出願人への待機命令に対する不服申立	2,000バーツ
③	条件・制限付与命令に対する不服申立	4,000バーツ
④	公告命令の取消決定に対する不服申立	2,000バーツ
⑤	異議申立に関する決定に対する不服申立	4,000バーツ
⑥	商標取消命令に対する不服申立	2,000バーツ
⑦	証明標章登録の拒絶査定・修正決定に対する不服申立	2,000バーツ

V 商標権の審判手続

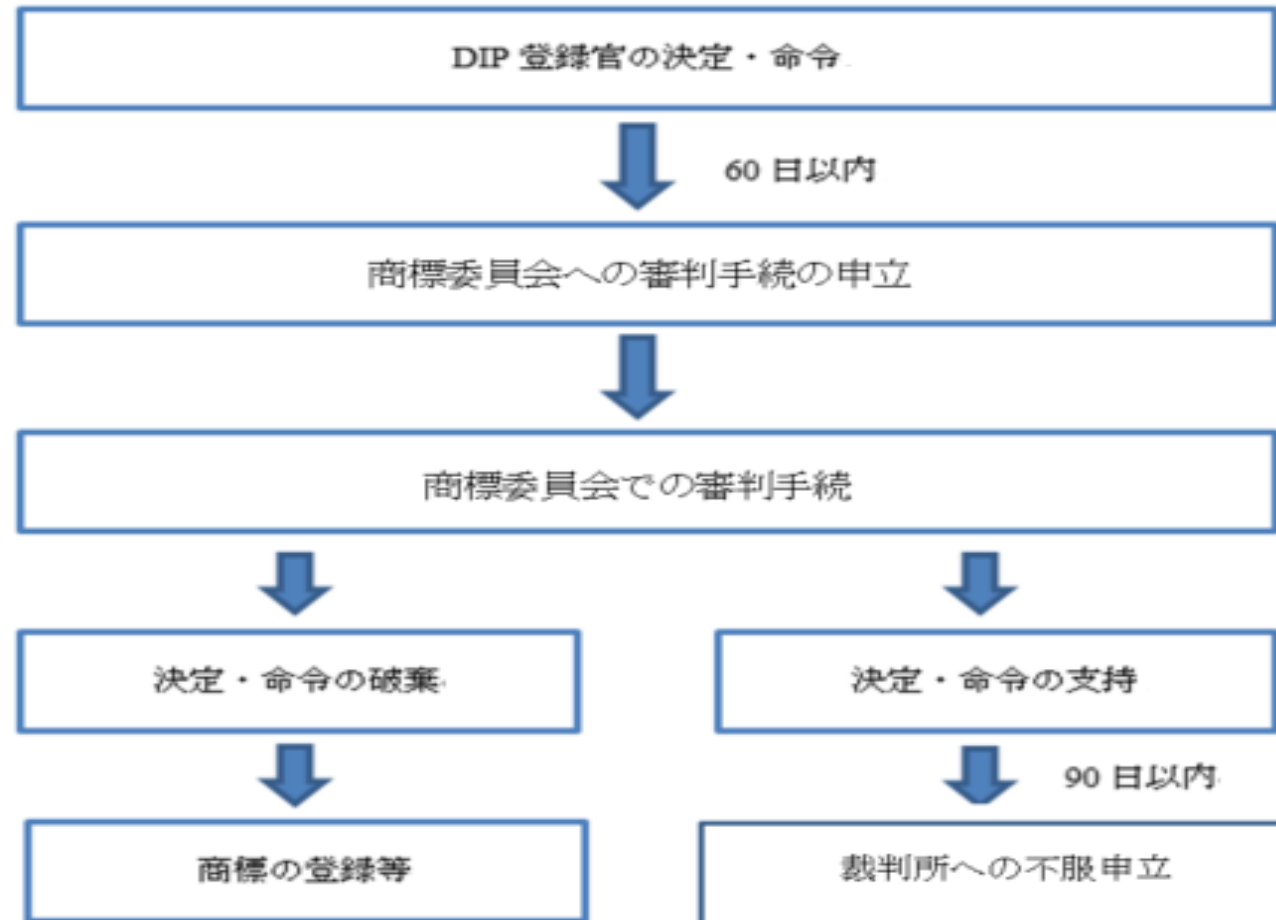
7. その他（続き）

(5) 費用（続き）

当事者系審判手続		費用
⑧	商標取消請求	1,000バーツ
⑨	公序良俗を理由とする商標取消請求	
⑩	商標不使用取消請求	
⑪	ライセンス登録取消請求	400バーツ
その他の審判手続		
⑫	ライセンス登録の拒絶査定・制限付登録決定に対する不服申立	2,000バーツ
⑬	期間満了に基づくライセンス登録取消請求に関する決定に対する不服申立	

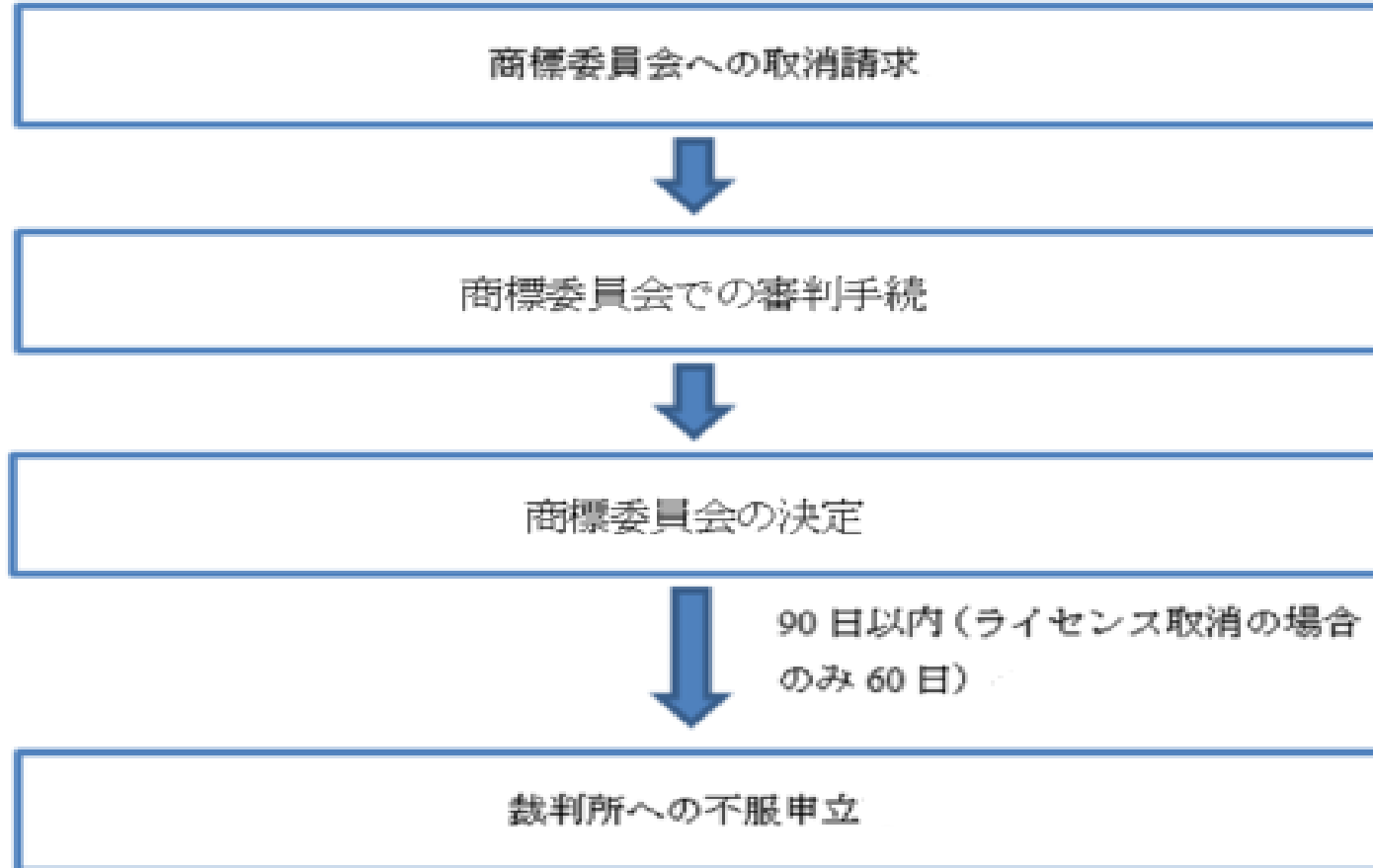
V 商標権の審判手続

8. フローチャート（査定系・その他の審判手続）



V 商標権の審判手続

8. フローチャート（当事者系審判手続）



ご清聴ありがとうございました。

TMI総合法律事務所

弁護士 関川 裕 ysekikawa@tmi.gr.jp

東京オフィス

東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: 03-6438-5611 (特許・商標代表)

シンガポールオフィス

168 Robinson Road, #11-01 Capital Tower, Singapore 068912

TEL: +65-6831-5670 (代表)

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。TMI総合法律事務所及びTMI Associates (Singapore) LLPは本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではなく、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。

©2020 TMI Associates All rights reserved.